

令和7年度高知県自殺対策強化事業（ひきこもり自律支援）に係る補助事業募集要領

1 目的

地域の中で孤立し、孤独を感じている人や様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にあり、支援を必要としている本人及びその家族（以下「ひきこもりの人等」という。）に対する自律（本人の尊厳や主体性、自尊感情の回復）支援を推進するとともに、ひきこもりの人等の自殺の防止、自殺未遂者の再発防止対策等に関して、地域の特性に応じた取組を後押しすることで、地域における自殺対策の更なる強化を図ることを目的とする。

2 団体の要件

・以下に定める要件を全て満たす団体。

- 1 商工会、商工会議所、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人（ただし、社会福祉法第109条及び第110条第1項に規定する社会福祉協議会は除く。）、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。）若しくは地域団体（特定非営利活動法人等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体をいう。以下同じ。）又は任意団体（共同体、協議会若しくはグループ等の任意団体であって、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない次の各号に掲げる事項の全てに該当する団体をいう。以下同じ。）。

（1）補助事業において、自殺対策に資する取組を行うもの。

（2）規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算等の会計処理が適正に行われているもの。

（3）令和7年度高知県自殺対策強化事業費（ひきこもり自律支援）補助金交付要綱第3条に規定する補助事業を令和6年度に実施し、補助金の交付を受けていること。

- 2 地域団体及び任意団体については、次の各号の全てに該当すること。

（1）ひきこもりの人等に対する自律支援及び自殺対策事業を的確に遂行できると認められる団体であること。

（2）別表第2の事業区分1及び2については、高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

（3）宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体ではないこと。

- 3 初めて補助事業を行おうとする者は、団体及び申請しようとする事業内容について所在地の市町村からの意見書を提出すること。

・令和7年度から新たに補助事業を行おうとする者については、所在地の市町村の意見書が必要。

3 公募する事業内容

別表第1に定める事業区分1～3のいずれかに該当する事業。ただし、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ・ひきこもり支援を通じて高知県の自殺防止対策につながる事業であること。
- ・営利を目的とするものでないこと。
- ・特定の宗教又は政党の宣伝、勧誘等を企図したものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。

4 実施対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 補助率・補助対象経費上限額

(1) 補助率

定額 (10/10)

(2) 補助対象経費上限額 (下限額)

別表第2の事業区分毎に上限額は200万円とする。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。

6 補助要件

別表第2の補助要件1～3のいずれか事業を行う者。なお、補助金の交付は、別表第2の事業区分のうちいずれか1区分に係るもののみとし、複数の事業区分について補助金の交付を受けることはできないものとする。

(1) 要件1

別表第2の事業細目(1)～(4)の事業のうち1つ以上を実施し、かつ以下の①～④の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。

- ① ひきこもり支援を通じて主に若年層の自殺防止対策につながる事業であること。
- ② 別表第2の事業細目(1)及び(2)を行う者については、相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。
- ③ 地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。
- ④ 別表第2の事業細目(1)の事業の実施とあわせて、その一環として以下の要件を満たすひきこもりの若者(おおむね40歳未満の者)及びその家族(この項において「当事者等」という。)の居場所を運営する団体であること。
 - ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。

- イ 上記ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。
- ウ 上記ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。
- エ 上記ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに報告すること。

(2) 要件2

以下の①～④の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。

- ① ひきこもり支援を通じて主に孤独・孤立の支援につながる事業であること。
- ② 別表第2の事業細目(1)及び(2)を行う者については相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。
- ③ 地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。
- ④ 以下、アからエの要件で別表第2の事業細目(2)を実施することに加え、別表第2の事業細目(3)の事業を行うことを必須とする。なお、別表第2の事業細目(1)及び(4)の取組は任意で実施することができる。

ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。

イ 上記ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。

ウ 上記ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。

エ 上記ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに報告すること。

(3) 要件3

別表第2事業細目(4)の事業を実施し、かつ以下の①～④の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。

- ① 県全域のひきこもり支援につながる活動であること。
- ② 複数の民間団体や事業者等で協議体を構成すること。
- ③ 行政機関と連携した支援者ネットワークを構築すること。
- ④ 協議体は、ひきこもりや不登校、発達障害等の青少年やその保護者等が抱える課題に対する具体的な支援策の検討や、支援者間の情報共有及び人材養成につながる勉強会や研修等を定期的（月1回程度）に行うこと。

7 対象経費

別表第2に定められた補助対象経費

8 採択方法

本事業を実施しようとする団体は、別紙様式により提出書類を作成し、県に提出するもの

とする。

県は、団体から提出のあった提出書類の内容等について審査し、採否を決定するものとし、審査結果は応募のあった団体に文書で通知する。なお、決定にあたっては、必要に応じて説明及び追加資料を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

採択された場合は、交付要綱（別途通知予定）に定めるところにより、交付申請書を県に提出するものとする。

9 審査項目

(1) 応募資格

募集要領「2 団体の要件」に定める要件を満たしていること。

(2) 事業内容

自殺対策につながるひきこもり自律支援の取り組みであること。

(3) 評価内容

- ①ひきこもり支援を通じて各事業区分の内容に沿った計画内容であり、高知県の自殺防止対策につながる事業となっているか。
- ②地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えているか。
- ③事業の実施において、個別にひきこもりの若者やその家族等の相談に対応する場合、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行っているか。
- ④実施体制が十分整備され、確実な事業の実施が認められるか。
- ⑤事業内容に即した所要額見積となっているか。
- ⑥別表第2の補助要件を満たしているか。

10 提出書類

提出書類は次のとおりとし、募集期間の間に電子メールにより、県に提出するものとする。

- (1) 応募申請書（鑑）（別紙様式）
- (2) 高知県自殺対策強化事業費（ひきこもり自律支援）所用額調（別紙1）
- (3) 高知県自殺対策強化事業（ひきこもり自律支援）実施計画総括表（別紙2-1）
- (4) 高知県自殺対策強化事業（ひきこもり自律支援）実施計画書（別紙2-2）
- (5) 事業別支出内訳（別紙3）
- (6) 歳入歳出予算書（別紙4）
- (7) 添付書類（その他参考となる資料）※紙資料の郵送による提出でも可

11 募集期間

募集期間は、令和7年3月28日（金）～3月31日（月）までとする（必着）。

12 提出先

書類の提出先は下記のとおりとする。

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課 地域福祉推進担当 片岡・有澤

TEL : 088-823-9090 / FAX : 088-823-9207

E-mail : 060101@ken.pref.kochi.lg.jp